

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要

平成 27 年 7 月
廃棄物対策課

1. 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、非常災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）において定められている委託基準の一部を非常災害時に緩和することとするとともに、改正法において政令委任された非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項を定めるもの。

2. 改正の概要

- (1) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準（令第 4 条及び第 4 条の 3 関係）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、非常災害時においては、受託者が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を環境省令で定める者に再委託することを可能とするもの。

- (2) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等に関して条例で定める事項（令第 5 条の 6 及び第 5 条の 6 の 2 関係）

改正法の施行に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例等が新設されるところ、当該特例等に係る縦覧等に関して条例で定める事項として、①生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間、②一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者による意見書の提出先及び提出期限等を定めるもの。

3. 施行期日

平成 27 年 8 月 6 日（改正法の公布の日から起算して 20 日を経過した日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

平成 27 年 7 月
廃棄物対策課

1. 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）及びこれを受け制定した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 275 号。以下「改正令」という。）において整備された規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省第 35 号）について、所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 都道府県廃棄物処理計画に定める事項の基準の追加（第 1 条の 2 の 2 関係）
改正法において、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項等について、都道府県廃棄物処理計画に新たに定めることとされたことを受け、これに係る基準を追加する。
- (2) 一般廃棄物の処理等の再委託に関する基準の整備（第 1 条の 7 の 6 関係）
改正令に基づき、非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（再委託基準）を定める。
- (3) 一般廃棄物処理業の許可を要しない者の追加（第 2 条、第 2 条の 3 関係）
一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可を要しない者として、非常災害時における再委託先を追加する。
- (4) 非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する事前協議に関する規定の整備（第 5 条の 10 の 3 関係）
改正法により新たに追加された、非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に関する都道府県知事への事前協議の方法等を定める。

(5) 非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する際の手続の整備（第5条の10の4等関係）

非常災害時に一般廃棄物の処理の委託を受けた者が一般廃棄物処理施設を設置する場合に係る届出、当該施設の維持管理に関する事項、当該施設に関する記録及びその閲覧、事前届出を要しない軽微な変更、届出を要する変更等について定める。

(6) その他

平成23年の令附則第4条の追加により規定した原始附則第2項から第5項までについて、適用期間が経過したことによる削除その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

平成27年8月6日（改正法の公布の日から起算して20日を経過した日）